

道路種別の確認方法が変わりました！

下北地域県民局において建築基準法の道路種別の確認をされる場合は、以下の流れに沿ってご相談ください。

道路種別の確認の流れ

1. ホームページにて道路種別を確認

建築基準法上の道路種別を青森県庁建築住宅課ホームページにて公開していますので確認してください。

道路種別の表示がない場合
「〇号（項）候補」となっている場合
ホームページにて道路種別を判別できない場合

2. 個別にお問い合わせ

(1) 相談方法について

方法1

下記（2）の必要書類を全て用意し、下北地域県民局地域整備部建築指導課の窓口まで持参してください。

方法2

下記（2）の必要書類を全て用意し、下北地域県民局地域整備部建築指導課に電話（TEL0175-22-8581（内線402））にてご連絡の上、郵送してください。

※1 メールによる相談不可

※2 「必要書類」は、メール及びFAX送信は不可（PDF及びFAXの場合、公図の縮尺が変更される恐れがあるため）

(2) 必要書類について

- ① 「建築基準法第42条の道路相談事前調査シート」：
下北地域県民局のホームページよりダウンロード可能。
- ② 案内図：対象となる道路や敷地の位置が分かる図（住宅地図など）。
- ③ 公図：コピー可。ただし、縮尺の変更は不可。
- ④ 登記事項証明書：道の部分に関する登記事項証明書
相談の対象である道に地番がついている場合のみ。コピー可。
- ⑤ 現況写真：道路の現況のわかる写真を印刷したもの。

(3) 相談者による事前調査について

- ① 都市計画区域内か各市町村へお問い合わせください。
- ② 法務局にて公図を取得し、自身で公図幅を計測してください。現況幅は必ず現地を確認し、実測幅を計測してください。
- ③ 国県市町村道かそれぞれの道路管理者へお問い合わせください。
- ④ 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によってできた道路か各開発許可等担当者へお問い合わせください。

(4) 道路種別判定の日数について

必要に応じて現地調査等を行うため、道路種別の判定には1～2週間程度の時間を要します。